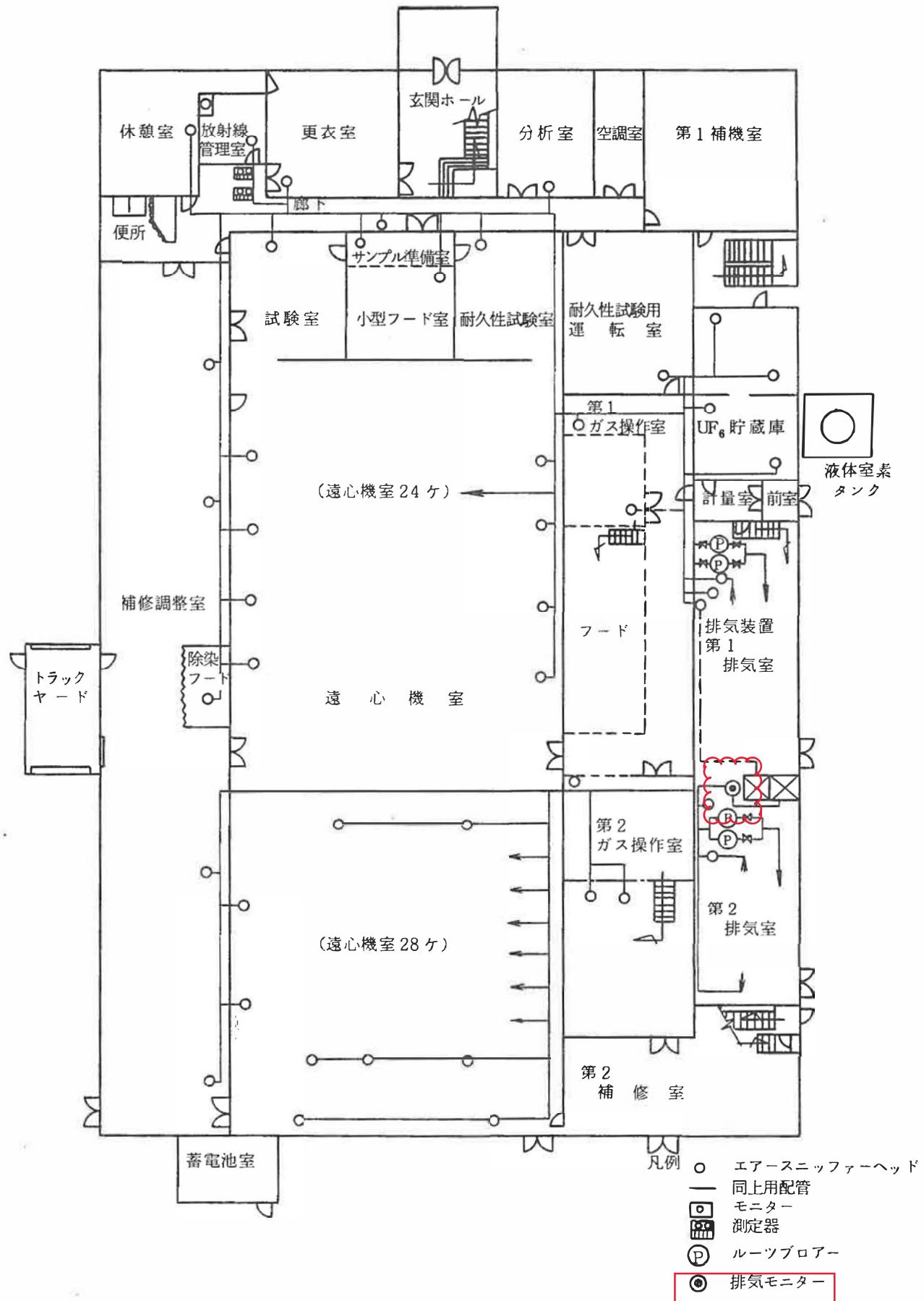


表 7-4 放射線測定器一覧表

機 器 名	記号	台 数			概 略 仕 様
		放管室	共 用	小 計	
アルファ線用サー ペイメータ	○		4以上	4以上	ZnS(Ag)シンチレーション型 検出面積 5.9 cm ² 測定範囲 0～10 ⁶ cpm 検出限界 10 ⁻⁵ μCi/cm ²
ベータ, ガンマ線 用サーべイメータ	○		3以上	3以上	GM管式 GM管の窓厚 3.0 mg/cm ² 測定範囲 0～5 mR/hr
ガンマ線用線量率 計	⊕		1以上	1以上	電離範式 ベークライト窓厚 5 mm 測定範囲 0～1,000 mR/hr, 容積 500 cc エネルギー依存性 40 keV～2 MeV ±15%
2 系 統 放 射 能 測 定 装 置	□	1以上		1以上	α : ZnS(Ag) 5.0 mmφ, βγ : GM管 5.0 mmφ 測定範囲 : 0～10 ⁶ cpm 0～10 ⁶ cpm 検出限界 : 1×10 ⁻⁶ μCi 5×10 ⁻⁵ μCi
ペータ線用 手, 足, 被 服 モニタ	□/□		2以上	2以上	GM管式 窓厚 3 mg/cm ² 測定範囲 10 ³ cpm 検出限界 5×10 ⁻⁶ μCi/cm ²
個 人 用 ダストサンプラー	○×		6以上	6以上	バッテリー内蔵 8時間連続可 2 ℥/min ろ紙径 25 mm
ダストモニタ	□○		1以上	1以上	ZnS(Ag) 300 ℥/min ろ紙径 50 mm 測定範囲 0～10 ⁶ cps, 検出限界 1×10 ⁻⁴ μCi/cm ²
スニッファシステム オーブン型	○		49以上	49以上	60 ℥/min セントラル方式 ろ紙径 50 mm
スニッファシステム インライン型	○		3以上	3以上	
排 気 モ ニ タ ー	●		1以上	1以上	スニッファシステム利用 流量率 40 ℥/min ZnS(Ag) 5.0 cmφ ろ紙径 50 mm 検出限界 1×10 ⁻⁵ μCi/cm ²



令和 5 年 7 月 4 日

J 棟の給気装置におけるクーラとヒータの記載順の見直しについて

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

1. 変更申請の経緯

令和 3 年 10 月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書（以下「申請書」という。）の記載と現物の不整合が確認された。

これを受け、核燃料サイクル工学研究所未然防止処置計画書に基づき、申請書の記載と現物との不整合を調査した結果、J 棟の給気装置におけるクーラとヒータの記載順について現物との不整合が確認されたため、変更申請を行った。

2. 変更申請の内容

J 棟管理区域給排気系統図における給気装置のクーラとヒータの記載順について、「クーラ→ヒータ」の記載順を「ヒータ→クーラ」の記載順に修正（図 1）

3. 現行の申請書と現物と不整合が生じた経緯

不整合が生じた経緯について確認したところ、給排気設備を更新するための申請書（平成 12 年 11 月 16 日申請、平成 12 年 11 月 30 日補正、平成 12 年 12 月 28 日許可）にて、本変更申請前の図のクーラとヒータの記載順にて許可を取得（添付 1）したが、給気設備の設計図（H13 年 9 月）（図 2）及び竣工図（H13 年 3 月）（図 3）では現在の申請書と異なる記載順であり、現在に至っている。

更新した排気装置に関わる施設検査記録はあるものの、更新した給気装置は施設検査の対象外であるため、給気装置設置時の竣工図と申請書が相違している経緯については、30 年以上前であり、記録がなく詳細は不明である。

4. 変更申請における対応

後述のとおり、クーラとヒータの記載順の変更は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準の観点から安全上問題ないと判断できることから、J 棟管理区域給排気系統図における給気装置のクーラとヒータの記載順について、「クーラ→ヒータ」の記載順を「ヒータ→クーラ」の記載順に修正することが妥当であると判断のもと、現物と申請書との不整合を解消するための記載の適正化として申請を行うこととした。

5. 変更の妥当性

当該クーラ及びヒータは、管理区域内の作業環境を維持するための冷暖房設備であり、環境への影響はない。またクーラ及びヒータは、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性」を要求される設備ではないほか、夏季及び冬季にそれぞれ独立して使用されるため、設置順が入れ替わっても機能上問題なく、安全性に影響がないと判断している。

6. 添付資料

- 添付 1 H12 年 12 月 28 日付 使用変更許可申請書（J 棟関連箇所抜粋）

以上

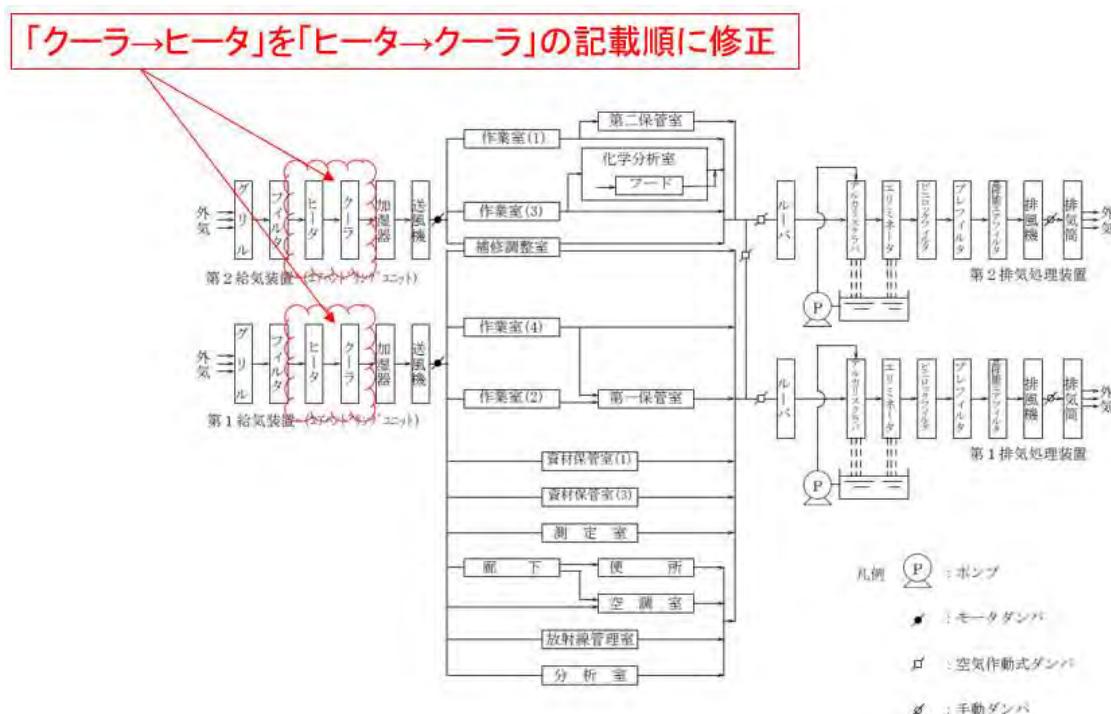


図 1 J 棟管理区域給排気系統図

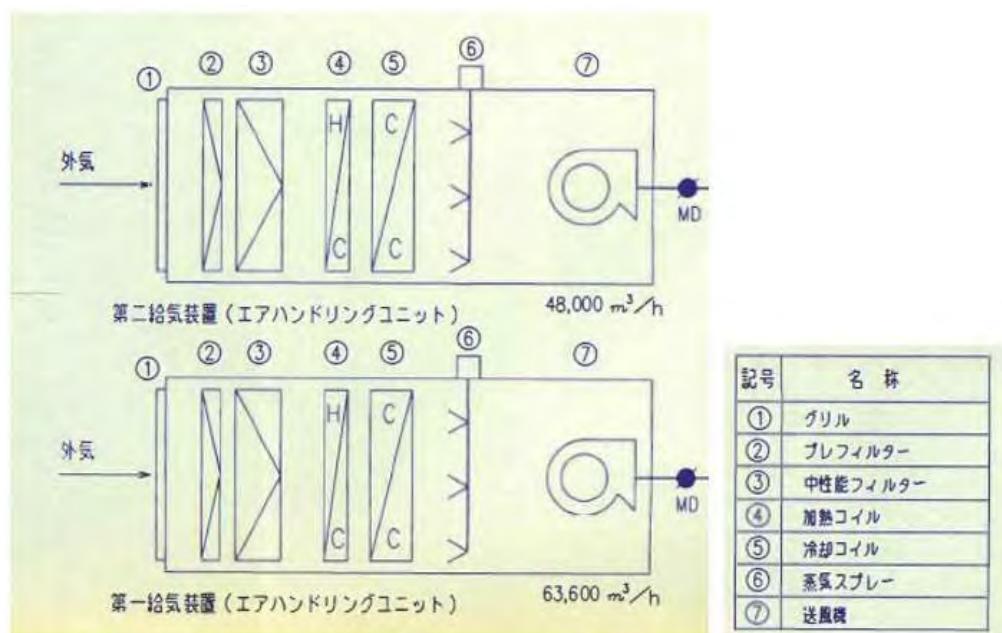


図2 J棟給気装置 設計図

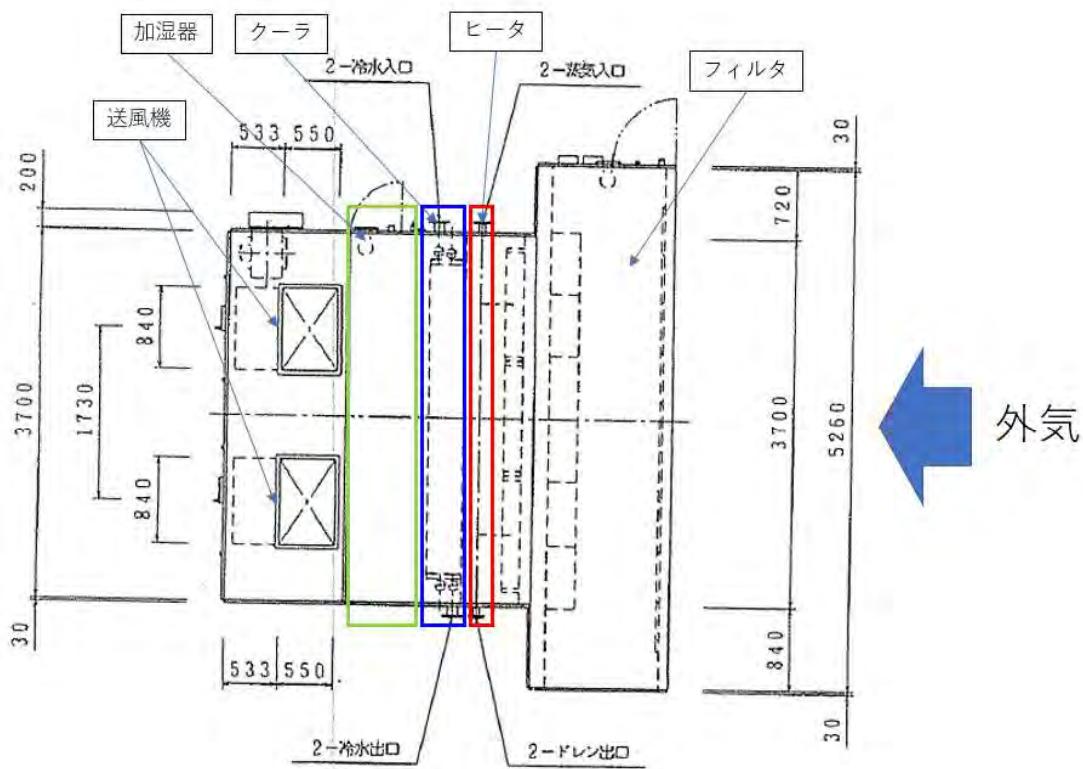


図3 J棟給気装置 竣工図



12安(核規)第915号

平成12年12月28日

核燃料サイクル開発機構
理事長 都甲 泰正 殿

科学技術庁長官

町村信孝



核燃料物質の使用の変更の許可について

平成12年11月16日付け12サイクル機構(東海)1468をもって申請され、平成12年11月30日付け12サイクル機構(東海)1558をもって一部補正のあった下記に係る標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき許可します。

記

東海事業所

12サイクル機構（東海）1468

平成12年11月16日

科学技術庁長官

大島理森 殿

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

核燃料サイクル開発機構

理事長 都甲泰



核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき、別紙のとおり核燃料物質の使用の変更の許可を申請いたします。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 核燃料サイクル開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49
代表者の氏名 理事長 都 甲 泰 正

2. 使用の場所

茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33
核燃料サイクル開発機構 東海事業所

3. 変更の内容

既に許可を受けた東海事業所における核燃料物質の使用について、A 棟（施設番号 1）、B 棟（施設番号 2）プルトニウム燃料第一開発室（施設番号 4）、安全管理別棟（施設番号 6）、プルトニウム燃料第二開発室（施設番号 7）、ウラン廃棄物処理施設（施設番号 8）、放射線保健室（施設番号 10）、燃料製造機器試験室（施設番号 11）、G 棟（施設番号 12）、J 棟（施設番号 13）、安全管理棟（施設番号 14）、L 棟（施設番号 15）、M 棟（施設番号 17）、東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫（施設番号 19）、高レベル放射性物質研究施設（施設番号 20）、応用試験棟（施設番号 21）、プルトニウム燃料第三開発室（施設番号 22）、洗濯場（施設番号 23）、プルトニウム廃棄物処理開発施設（施設番号 24）及び計測機器校正室（施設番号 25）に係る内容を別添 1～20 のとおり変更する。

なお、変更の要点は、次のとおりである。

1) A 棟

(1) 使用の目的及び方法について

① 使用の方法について、機器第 5 分析室における核燃料物質の使用を取り止める。

(2) 使用施設の位置、構造及び設備について

① 構造について、機器第 5 分析室を廃棄物一時保管室 1 に、廃棄物一時保管室を廃棄物一時保管室 2 に室名称を変更する。

② 設備について、機器第 5 分析室の局所排気装置を削除する。

③ 放射線管理設備について、機器名称を変更する。

(3) 貯蔵施設の位置、構造及び設備について

① 貯蔵施設の設備のうち、UF₆ポンベ立てを撤去する。

(4) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

(3) 貯蔵施設の設備について

- ① 材料試験室（R-7）及び湿式試験室（R-9）に設置してある鋼板製貯蔵棚を撤去、新設する。

(4) 廃棄施設の設備について

- ① ウラン系固体廃棄物の払出先を明記する。
- ② 放射線管理用測定機器について、機器名称を変更する。

9) G棟

(1) 使用施設の位置、構造及び設備について

- ① 材料試験用機器のうち、走査型電子顕微鏡1式を撤去する。
- ② 放射線管理設備について、機器名称を変更する。

(2) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① UF_6 循環試験室の一部を廃棄施設とし、放射性廃棄物を一時保管する。
- ② ウラン系固体廃棄物の保管施設として、ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を追加する。
- ③ ウラン系固体廃棄物のうち可燃物を、第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、第3廃棄物倉庫、第4廃棄物倉庫、第5廃棄物倉庫、第6廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及びJ棟に保管できるようにする。

10) J棟

(1) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① 廃棄施設の気体廃棄設備について、第3給気装置及び第4給気装置を撤去するとともに給排気系統を変更する。
- ② ウラン系固体廃棄物の保管施設として、ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を追加する。
- ③ ウラン系固体廃棄物のうち可燃物を、本施設内、第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、第3廃棄物倉庫、第4廃棄物倉庫、第5廃棄物倉庫、第6廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管できるようにする。
- ④ 放射線管理設備について、機器名称を変更する。

20) 計測機器校正室

(1) 使用施設の設備について

- ① 放射線管理設備について、機器名称を変更する。

4. 変更の理由

1) A 棟

(1) 使用の目的及び方法について

- ① 機器第5分析室を固体廃棄施設とするため

(2) 使用施設の構造及び設備について

- ① 機器第5分析室を固体廃棄物の一時保管室にするため

- ② 機器第5分析室での核燃料物質の使用を取り止めるため

- ③ 記載内容の統一化及び表現方法の見直し

(3) 貯蔵施設の位置、構造及び設備について

- ① 当初の試験目的を終了し、UF₆の取り扱いを取り止めるため

(4) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① 排気洗浄水が施設外へ漏えいする可能性を排除するため

- ② 応用試験棟の固体廃棄物の保管裕度を確保するため

- ③ ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため

- ④ 滞貨した可能性のウラン系固体廃棄物の保管をできるようにするため

2) B 棟

(1) 使用施設の位置、構造及び設備について

- ① 記載内容の統一化及び表現方法の見直しのため

(2) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため

- ② 滞貨した可能性のウラン系固体廃棄物の保管をできるようにするため

3) プルトニウム燃料第一開発室

(1) 使用の目的及び方法について

- ① 当初の目的を達成したため

- ② 振動充填用燃料粒子の製造試験を行うため

7) 放射線保健室

(1) 使用の方法について

- ① 使用する各形状の密封臓器線源の内訳等が各種による異なるため

(2) 使用施設の構造について

- ① 建家における使用施設の位置及び仕様を明確にするため

(3) 使用施設の設備について

- ① 仕様の目的である内部被ばく測定装置の構成等に係る主要な機器に該当しないため

8) 燃料製造機器試験室

(1) 年間予定使用量について

- ① 当初の目的を達成したため

(2) 使用施設の設備について

- ① 記載内容の統一化及び表現方法の見直しのため

(3) 貯蔵施設の設備について

- ① 長年の使用により老朽化したため

(4) 廃棄施設の設備について

- ① 他施設との記述内容と整合を図るため

- ② 記載内容の統一化及び表現方法の見直しのため

9) G棟

(1) 使用施設の位置、構造及び設備について

- ① 所定の使用計画が終了したため

- ② 記載内容の統一化及び表現方法の見直しのため

(2) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① 滞貨したウラン系固体廃棄物を保管できるようにするため

- ② ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため

- ③ 滞貨した可燃性のウラン系固体廃棄物を保管できるようにするため

10) J棟

(1) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① 負圧制御機能を改善するため及び設備の合理化を図るため
- ② ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため
- ③ 滞貨した可燃性のウラン系固体廃棄物を保管できるようにするため
- ④ 記載内容の統一化及び表現方法の見直し並びに現状との整合を図るため

11) 安全管理棟

(1) 使用施設の設備について

- ① 記載内容の統一化及び表現方法の見直しのため

(2) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため、滞貨した可能性のウラン系固体廃棄物を保管できるようにするため及び固体廃棄物の保管方法として払出し施設を明確にするため
- ② 廃棄物の形状毎の保管方法を明確にする必要があるため

12) L棟

(1) 使用施設の位置、構造及び設備について

- ① 分子法ウラン濃縮試験装置によるウラン濃縮試験において、大量の液体窒素を使用する試験が終了したため

- ② 記載内容の統一化及び表現方法の見直し並びに現状との整合を図るため

(2) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

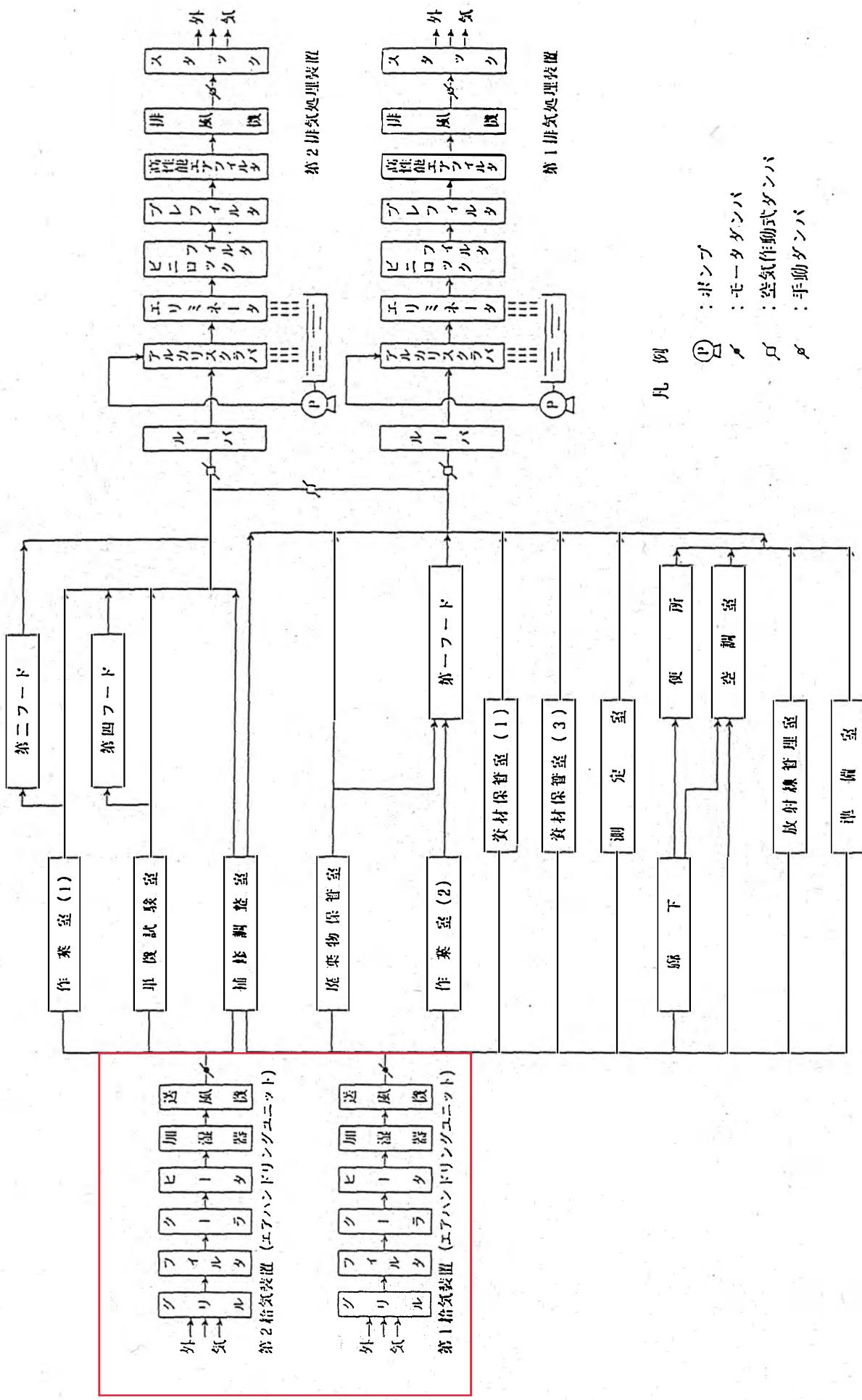
- ① ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため
- ② 滞貨した可燃性のウラン系固体廃棄物を保管できるようにするため

13) M棟

(1) 廃棄施設の位置、構造及び設備について

- ① ウラン系廃棄物倉庫及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設を新設等したため
- ② 滞貨した可燃性のウラン系固体廃棄物を保管できるようにするため
- ③ 第2ウラン系廃棄物貯蔵庫の新設に伴い、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設で発生する廃水をM棟の屋外中間廃水ピットに受け入れるため
- ④ 記載内容の統一化及び表現方法の見直し並びに現状との整合を図るため

図9-1 J棟管理区域排気系統図



令和 5 年 7 月 4 日

J 棟の建屋平面図における階段位置に関する記載の見直しについて

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

1. 変更申請の経緯

令和 3 年 10 月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書（以下「申請書」という。）の記載と現物の不整合が確認された。

これを受け、核燃料サイクル工学研究所未然防止処置計画書に基づき、申請書の記載と現物との不整合を調査した結果、J 棟の建屋平面図における第二保管室の階段位置について現物との不整合が確認されたため、変更申請を行った。

2. 変更申請の内容

J 棟における以下の建屋平面図における第二保管室の階段位置について、実際の設置位置関係に合わせた位置に記載を修正する。

- ・ J 棟 1 階平面図
- ・ J 棟 1 階液体廃棄施設の位置
- ・ J 棟固体廃棄施設の位置
- ・ 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置
- ・ J 棟 1 階放射線測定機器配置図
- ・ J 棟 1 階主要機器配置図
- ・ J 棟 1 階排気装置配置図
- ・ 液体廃棄設備配置図
- ・ J 棟施設内で固体廃棄物を保管する場所

3. 現行の申請書と現物と不整合が生じた経緯

不整合が生じた経緯について確認したところ、平成 7 年 7 月 24 日許可の申請書（添付 1）以降、現在まで設置場所の記載について変更は無く、現在に至っている。現物と申請書が相違している経緯については、約 30 年前であり、記録がなく詳細は不明である。

4. 変更申請における対応

当該階段の実際の位置関係は、「J 棟施設内で固体廃棄物を保管する場所」における「固体廃棄物を保管する場所」内の下端（図 1）であるほか、後述のとおり、階段位置の変更は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準の観点から安全上問題ないと判断できるため、当該階段の記載のある申請書におけるすべての建屋平面図において、実際の設置位置関係に合わせた位置に記載を修正することが妥当であると判断のもと、現物と申請書との不整

合を解消するための記載の適正化として申請を行うこととした。

5. 変更の妥当性

当該階段の直上に位置している固体廃棄物を保管する場所は「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性」を要求される廃棄設備であるが、当該階段入口は鋼板扉により閉止され、当該室床面として機能しているため、機能上問題ない。また、資機材保管場所として使用している同室内地階に降りるための2つの階段のうちの1つであるが、地下には使用設備はなく、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性」の安全避難通路として要求される設備ではないため、安全性に影響はないと判断している。

6. 添付資料

- 添付1 平成7年7月24日付 使用変更許可申請書（J棟関連箇所抜粋）

以上



図1 J棟第二保管室階段の実際の位置関係



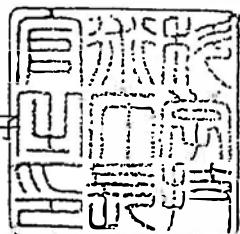
7 安（核規）第 381号

平成 7 年 7 月 24 日

動力炉・核燃料開発事業団

理事長 大石 博 殿

科学技術庁長官
田中眞紀



核燃料物質の使用の変更の許可について

平成 7 年 6 月 6 日付け 7 動燃（安） 619 をもって申請のありました下記に係る標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第 1 項の規定に基づき、許可します。

記

東 海 事 業 所

7 動燃（安）619

平成7年6月6日



東京都港区赤坂1丁目9番13号

動力炉・核燃料開発事業団

理事長 大石 博

核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき
別紙のとおり核燃料物質の使用の変更の許可を申請いたします。

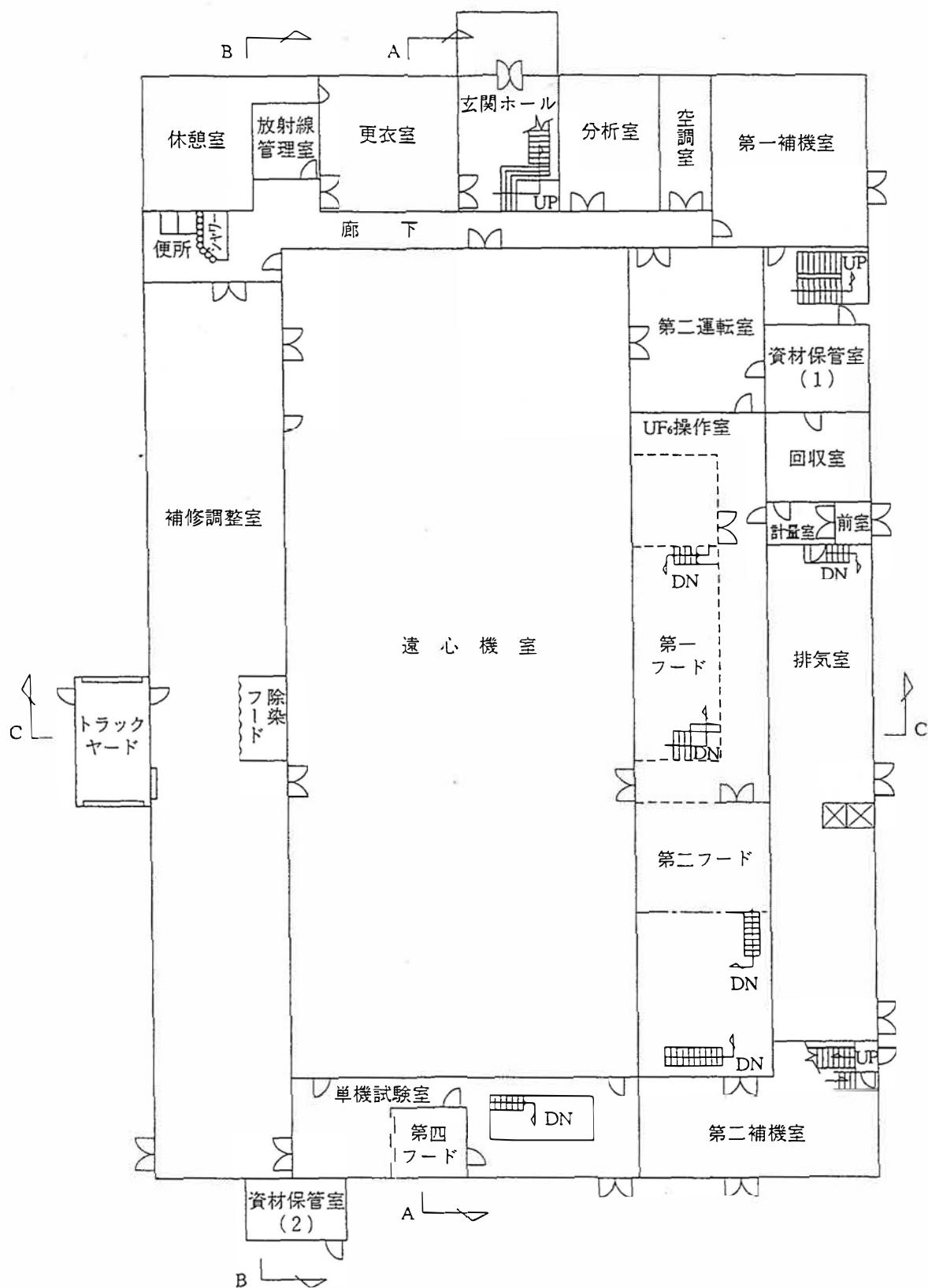


図 7-1 J棟 1階平面図

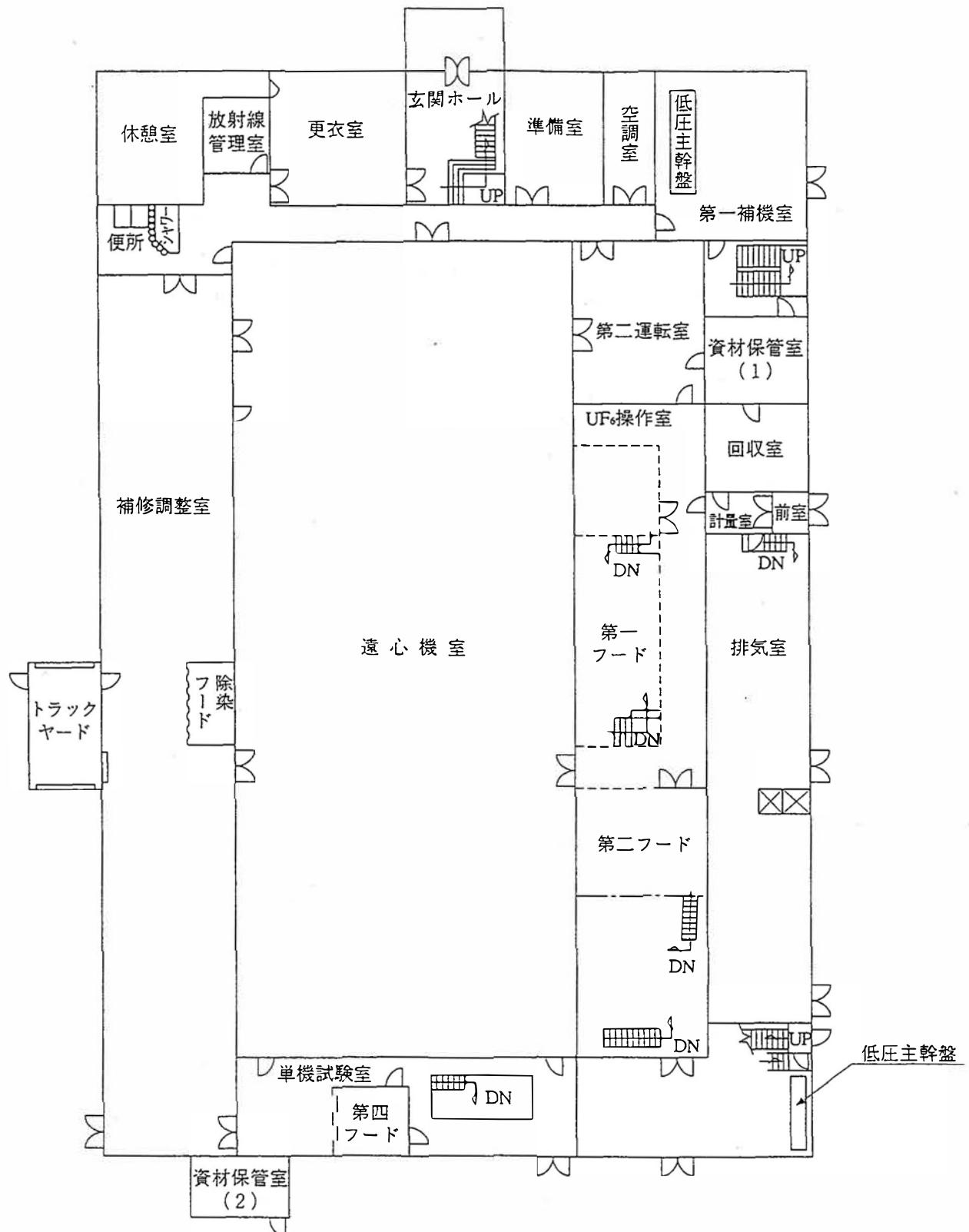


図 7-4 J棟 1階主要機器配置図

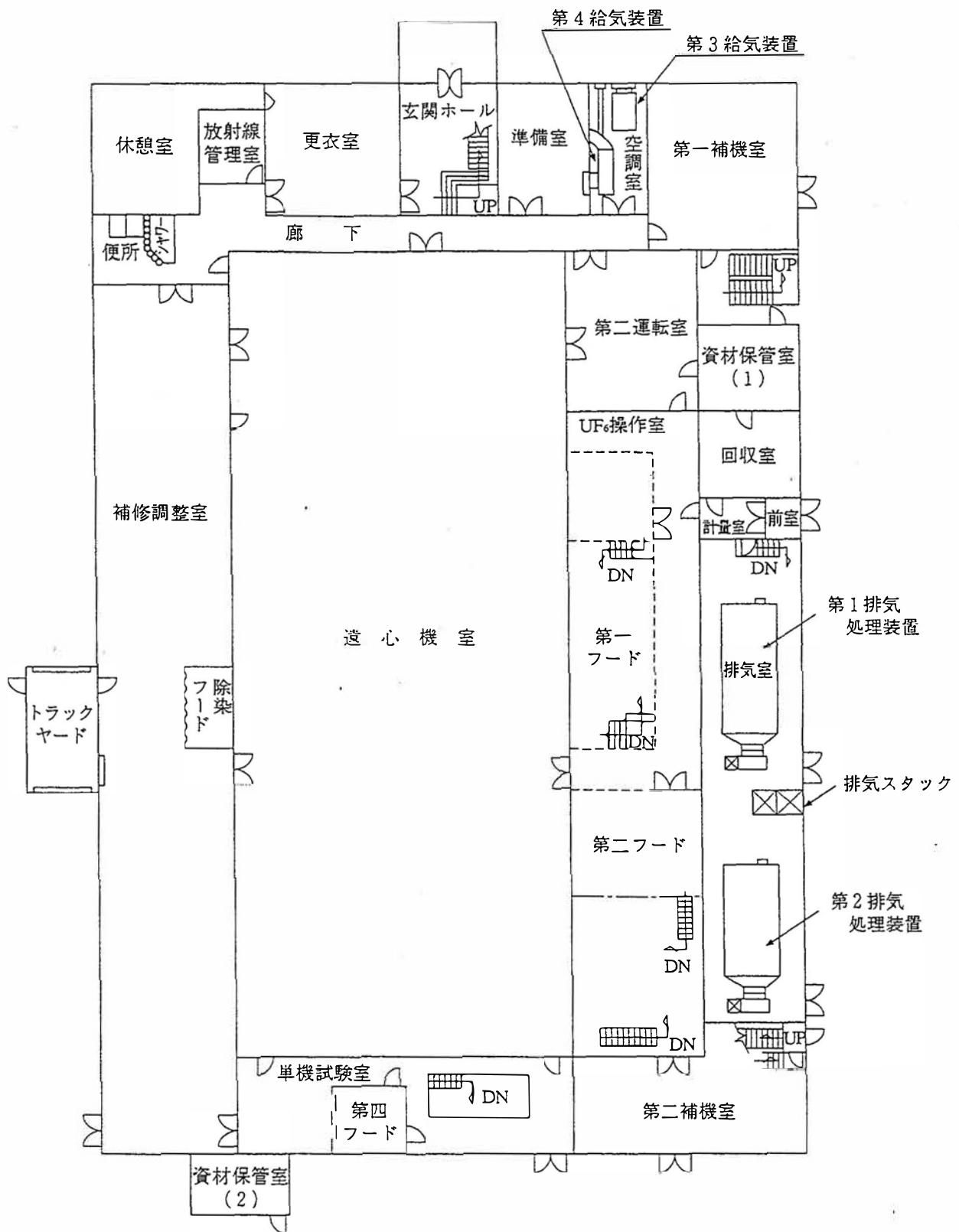


図 9-2 J 棟 1 階給排気設備配置図